

令和2年5月25日

保護者様へ

桜川市長 大塚 秀喜

### 新型コロナウイルス感染症に係る保育施設利用自粛要請の解除について

日頃より、桜川市の保育行政にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、現在保育施設の利用につきましては、5月31日まで可能な範囲での自粛をお願いしているところです。

登園自粛要請期間中、保護者の皆さまには、長期にわたる自粛について約5割の方のご協力をいただき深く感謝申し上げます。

このような中、国において緊急事態宣言解除が発表され、茨城県においても感染段階ごとの具体的な要請基準が示されました。また、市内の学校についてはこれらを受けて、6月1日から学校再開となります。

このことから、学校に準じて市内の保育施設も6月1日(月)から通常保育を開始することが桜川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定されました。

今後の感染状況に応じ、方針に変更が生じる場合があるときは、再度ご連絡いたします。保護者の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1 自粛要請期間

令和2年4月22日(水)～5月31日(日)まで(自粛要請期間終了)

##### 2 通常保育開始

令和2年6月1日(月)から

##### 3 利用者負担(保育料)の取り扱いについて

4月9日から5月31日までの登園自粛日数に応じた軽減を行っていきます。

◎4月分の軽減 ⇒ 7月分に充当、5月分の軽減 ⇒ 8月分に充当予定

\*通常保育開始日からは利用者負担も通常に戻ります。

#### ◆感染症予防についてのお願い

- ・各家庭においてお子様の体調確認や手洗いの励行
- ・もしも、家庭等で新型コロナウイルスに感染が発生した場合、または疑いのある場合等の園への連絡

問い合わせ先 桜川市役所 保健福祉部 児童福祉課  
電話0296-75-3156(直通)